

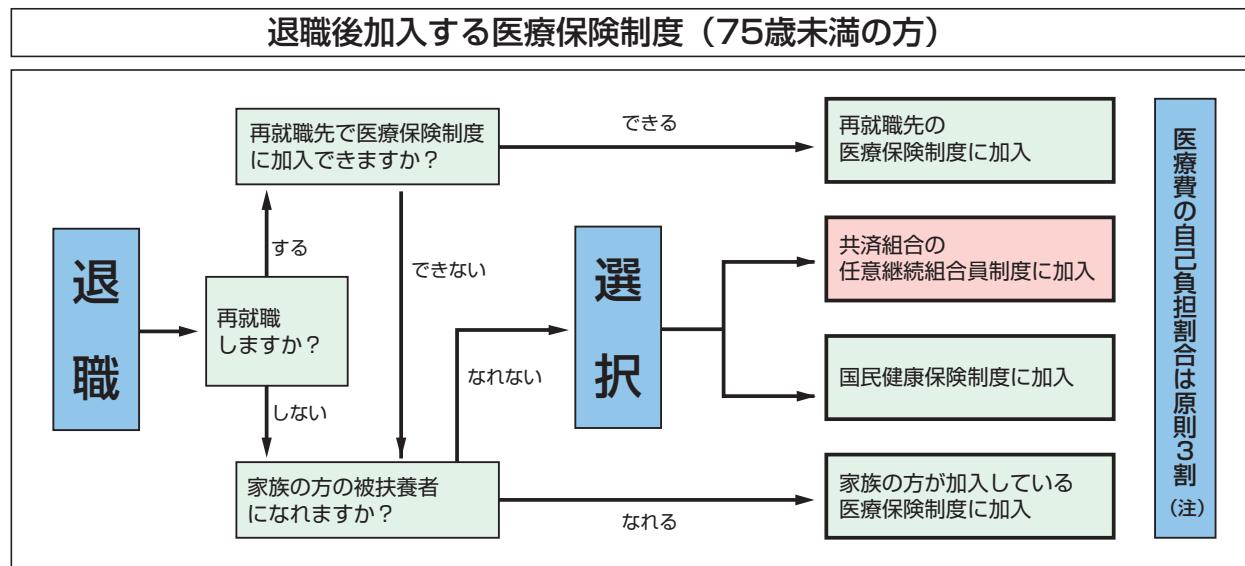
3月に退職される皆さんへ

医療保険や年金は、安心して退職後の生活を送るために欠かせないものです。
このコーナーでは、退職後の医療保険制度や年金についてお知らせします。

退職後の医療保険制度について

現在の職場を退職すると、共済組合の医療保険（短期給付）制度が利用できなくなります。そのため退職後にあらたな医療保険制度に加入しなければなりません。

皆さんに退職後に加入する医療保険制度を下の図で確認してみましょう。



（注）70歳以上の方の自己負担割合は原則2割ですが、収入額により3割となることがあります。

任意継続組合員について

共済組合の医療保険（短期給付）制度では、退職後も在職中とほぼ同様の給付を受けられる「任意継続組合員」の制度が設けられております（年金制度の適用はありません。）。

なお40歳以上65歳未満の方は、任意継続掛金とあわせて介護掛金も納めていただくこととなります。また、令和8年度より全任意継続組合員を対象に子ども・子育て支援掛金を納めていただく予定です。

資格	退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方。
期間	退職後、最長で2年間加入できます。
手続き	退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を職場の共済事務担当係を経由して共済組合へ提出してください。
掛金	①または②のいずれか低い額に任意継続掛金率104.0/1,000、介護掛金率15.6/1,000を乗じた額が毎月の掛金額となります（上記の掛け率はいずれも令和7年度のもので、年度毎に見直されます。）。 ①当共済組合の任意継続組合員に係る標準報酬月額 360,000円 ②退職時の標準報酬月額
掛金納入方法	月払い、半年払い、年払い（年度単位）があり、半年払いと年払いには前納割引制度があります（介護掛金も同じ）。共済組合から振込依頼書を送付しますので、最寄りの金融機関窓口にて納付期限内に納付してください。
給付	組合員、被扶養者を含め在職中とほぼ同様の医療給付、災害給付等が受けられます（各種休業給付を除く。）。

福祉事業の手続きについて

次表の制度をご利用の方は、共済事務担当係を経由して期日までに必要書類を提出してください。

貸付	貸付金の償還方法 2月中旬に共済事務担当係から提出いただく「退職予定者報告書（兼貸付金繰上償還申出書）」により、現在借受中の貸付金は、退職手当から控除して全額償還していただきます。 なお、償還日が4月2日以降になった場合は、経過した日数分の利息が発生し、後日振込んでいただくことになります。
共済貯金	解約の手続き 「共済貯金払戻・解約請求書」を職場の共済事務担当係を経由して共済組合へ提出してください。 また、非課税扱いの共済貯金を解約する場合は「非課税貯蓄廃止申告書」もあわせて提出してください。 ※請求書の受付締切日および送金日につきましては、16ページのご案内をご覧ください。
積立年金共済制度 「いしづえ」	「いしづえ」の請求手続きおよび年金額の試算について 今年度末退職予定で下記①～③のいずれかの条件に当てはまる方は、年金額の試算を受け付けます。 <u>2月2日(月)</u> までに職場の共済事務担当係を経由して共済組合へお申し込みください。 ①「いしづえ（一般型）」加入中で50歳以上の方で年金受取を希望される方 ②「いしづえ（個年型）」加入中で60歳以上の方で年金受取を希望される方 ③「いしづえ（個年型）」加入中で50歳以上かつ60歳まで繰り延べして年金受取を希望される方 ※積立額や積立年数によっては、年金受取が選択できない場合もあります。（一時金のみ） 「積立年金コンサルティング試算結果」（年金額の試算）と「拠出型企業年金保険給付金請求書」を送付いたしますので、受取方法をご検討いただき、「拠出型企業年金保険給付金請求書」を <u>3月2日(月)</u> までに職場の共済事務担当係を経由して共済組合へ提出してください（年額20万円を超える年金および100万円を超える一時金を請求する場合、あわせて「個人番号（マイナンバー）申告書」を提出していただくことになります。）。
遺族附加年金事業 「さきがけ」 「給付継続コース」	「さきがけ」・「給付継続コース」の退職後の継続加入について 「遺族附加年金事業」については、退職した時点で脱退となります、「さきがけ」・「給付継続コース」については、退職後も引き続き加入することができます。 今年度末退職予定の方は職場の共済事務担当係に退職の旨を申し出ていただいた後、「退職後意思確認書」と「退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書」を送付いたしますので、共済事務担当係を経由して共済組合へ提出してください（退職後継続希望の場合は「退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書」もご提出ください。）。

一般財団法人 福島県市町村職員福祉互助会について

福祉互助会では、退職後10年間（60歳未満の方は、60歳から10年間）、退職した会員本人とその配偶者に対し、医療給付等の給付事業を行っています。

福祉互助会に加入されていて、55歳以上で退職される方は、「退職会員資格確認申請書」を令和8年3月31日(火)までに職場の共済事務担当係へ提出してください。

医療給付	保険診療の医療費自己負担額（診療月ごと、病院・薬局ごと、入院・外来ごと等）から6,000円を控除した額の90%（100円未満切捨て）を給付しますので、6,120円以上の場合に該当となります。 給付の上限額は、高額療養費の自己負担限度額から6,000円を控除した額の90%になります。
入院見舞金	入院（第三者の行為により発生した交通事故等は除く）したとき、1日につき500円を給付します（同一年度内180日限度）。
死亡弔慰金	会員が亡くなられたとき、葬儀を行った方に30,000円を給付します。
宿泊施設利用助成	ホテル福島グリーンパレスおよび契約宿泊施設を宿泊利用したときに使用できる助成券を、毎年度会員1人につきそれぞれ1枚ずつ交付します。 1人1泊につき ホテル福島グリーンパレス 2,500円 契約宿泊施設（福島県内） 2,000円
旅行助成金	福祉互助会が企画する旅行に参加したとき、1人1旅行につき10,000円を給付します。

※令和7年3月30日以前に退職の方は、退職後の60歳から70歳までの給付となります。

年金制度について

受給権が発生すると、老齢厚生年金と経過的職域加算額が支給されます！

平成27年10月1日から被用者年金一元化法が施行され、公務員も厚生年金保険制度の被保険者となり、施行日以降に年金受給権が発生する方の年金は厚生年金の名称で支給されます。

また、一元化に伴い共済年金の「職域部分」は廃止となりましたが、職域部分の掛金を既に納めている皆さんには、平成27年9月30日以前の加入期間に応じて「経過的職域加算額」の名称で支給されます。

なお、新たな公務員制度として職域部分に代り創設された積立方式の「退職等年金給付」は65歳から支給が開始されます。

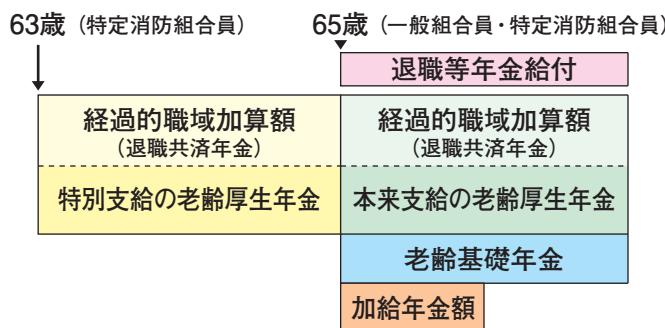
老齢厚生年金等の概要

老齢厚生年金は、次の2つに分けられます。

- ① 特別支給の老齢厚生年金……………65歳に到達するまでの間受給する年金
- ② 本来支給の老齢厚生年金……………65歳到達以後に受給する年金

(例) 昭和36年4月2日以降生まれの「一般組合員」の方の場合

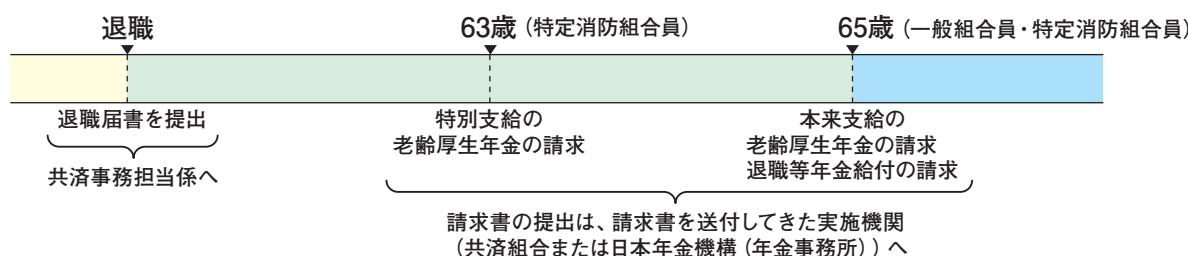
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日生まれの「特定消防組合員」の方の場合



老齢厚生年金等の請求

受給権発生年齢に到達する誕生日の約3ヵ月前に、最後に加入されていた公的年金の実施機関から請求書をご自宅あてにお送りします。

なお、退職後に転居や改姓をした場合には、請求書をお届けできなくなりますので、共済組合まで住所や氏名の変更届の提出をお願いします。



年金の送金

年金は、偶数月の15日（金融機関が休業日の場合、前営業日）に前々月分と前月分を指定の口座へ送金します。

なお、公務員期間分の「老齢厚生年金」と「経過的職域加算額」・「退職等年金給付」は共済組合から、民間期間分の「老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」は日本年金機構から送金されます。

他の所得による制限と雇用保険受給による年金の停止

公務員（フルタイム再任用職員および会計年度任用職員を含む。）として再就職し共済組合の厚生年金に加入された場合は、経過的職域加算額は全額停止となり、特別（本来）支給の老齢厚生年金の一部または全部に制限がかかることがあります。

なお、再就職し日本年金機構の厚生年金に加入された場合は、経過的職域加算額は全額支給されますが、特別（本来）支給の老齢厚生年金の一部または全部に制限がかかることがあります。

また、65歳未満で雇用保険法による失業給付等を受給すると、失業給付の額にかかわらず、受給期間中は特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止となります。

配偶者の手続き

被扶養者になっている60歳未満の配偶者のいる方が退職をされますと、配偶者は「国民年金第3号被保険者」の資格を失いますので、退職後、速やかにお住まいの市町村の国民年金担当課で、配偶者の「国民年金第1号被保険者」の加入手続きを行ってください。

なお、間隔をあけずに再就職し、再就職先で配偶者が被扶養者として認定された場合には、「国民年金第1号被保険者」の手続きは必要ありません。

老齢基礎年金および老齢厚生年金等の繰上げ支給

老齢厚生年金および経過的職域加算額（退職共済年金）は、60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給することができます。また、特定消防組合員の方は、特別支給の老齢厚生年金および経過的職域加算額（退職共済年金）を、60歳から支給開始年齢になるまでの間に繰り上げて受給することができます。

その場合は老齢基礎年金の繰上げも同時にを行うこととなります。

なお、繰上げ請求を行うと、繰上げた月数ひと月あたり年額の0.4%が減額され、その減額率は一生涯適用されることになります。

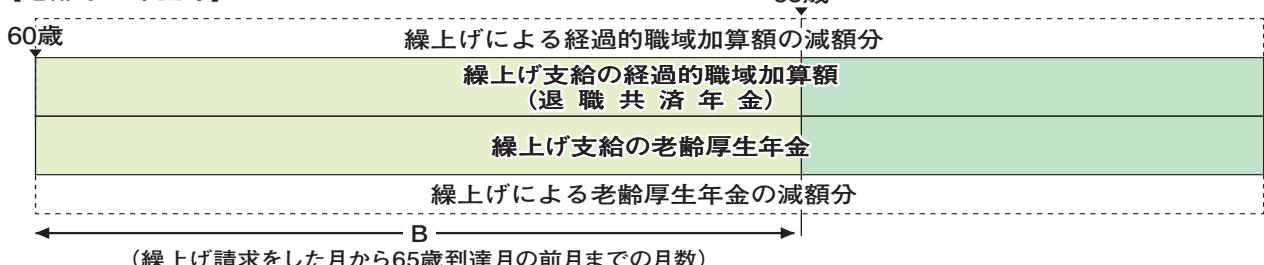
（例）昭和38年4月2日以降生まれの「一般組合員」の方が、60歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金等の繰上げを行った場合

【老齢基礎年金】



$$\text{繰上げ後の老齢基礎年金の額} = \text{老齢基礎年金の年額} \times (1 - 0.4\% \times A)$$

【老齢厚生年金等】



$$\begin{aligned} \text{繰上げ後の経過的職域加算額の額} &= \text{経過的職域加算額の年額} \times (1 - 0.4\% \times B) \\ \text{繰上げ後の老齢厚生年金の額} &= \text{老齢厚生年金の年額} \times (1 - 0.4\% \times B) \end{aligned}$$

※ 「組合員期間が44年以上ある方」や「障害年金に該当する状態にある方」は、特別支給の老齢厚生年金とあわせて「定額部分（老齢基礎年金に相当）」および「加給年金額」が加算されて支給となります。

ただし、繰上げ請求を行うと、この「定額部分」等の支給が無くなる場合がありますので、繰上げの請求を行う前に、共済組合年金課へご相談ください。

3月に退職される皆さんへ

福島県市町村職員年金者連盟について ~ご加入のご案内~

本連盟は、福島県市町村職員共済組合の組合員および組合員であった方などで組織しており、年金を支給されている方、退職後、年金受給権が発生していない方、共済組合の組合員で60歳以上の方（現職者）などが会員となります。

本連盟に加入した会員の相互の親睦・研さんおよび生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、現在約10,300名の会員を擁し次のような事業を実施していますので、是非ご加入くださるようお願いします。

※加入申込書は、年金者連盟に提出してください（共済組合の提出書類に添付し送付することも可）。

事業の内容（詳しい内容につきましては「年金者連盟加入のご案内」をご覧ください。）

広報紙の発行	年金関連情報や連盟の活動内容などを掲載した「連盟だより ふくしま」を年3回発行
各種助成金	(1) ホテル福島グリーンパレスに宿泊したとき、会員および随行者（1名限度）それぞれ1泊につき2,000円を助成 (2) 全国の契約宿泊施設（46ヵ所）に会員が宿泊したとき、1泊につき2,000円を助成（1年度2枚発行、会員および会員と一緒に宿泊する配偶者のみ使用可能） (3) 連盟の企画旅行に参加したとき、会員に10,000円を助成
講座	健康セミナー
人間ドックの割引	契約病院（県内6ヵ所）で人間ドックを受診したとき、検査料金を割引
宿泊施設の割引	契約宿泊施設（県内13ヵ所）が割引
旅行商品の割引	日本旅行東北、福島交通観光の県内各支店で指定旅行商品を割引
陳情	年金制度等の改善を図るために、福島県選出の国会議員に対し面会陳情（年1～2回） 全会員参加のハガキによる陳情（年1回）
保険・物資の斡旋	(1) 損保ジャパン（株）の団体保険（傷害・介護・疾病）の保険料が団体割引30%適用 (2) アフラックのがん保険・医療保険の保険料が集団料率適用 (3) 生活物資・医薬品などをお手頃な価格で斡旋
介護・健康相談サービス	フリーダイヤルで介護や健康増進等に関する相談を実施
長寿祝	数えで白寿・米寿・喜寿を迎える会員の方に長寿を祝し、寿状と記念品を贈呈
弔慰金	会員が亡くなられたとき、10,000円の弔慰金および弔電を遺族の方に送付
その他	(1) 県内26支部の活動（旅行・趣味・スポーツなど）を支援するため、活動費等を交付 (2) 引越し割引サービス・葬儀支援サービスの利用 (3) 生前整理・遺品整理、相続手続、不動産売却の相談・利用
年会費	年会費は年金支給年額×3／1,000（百円未満は切捨て） $\left(\begin{array}{ll} \text{年会費の上限} & 5,000\text{円} \\ \text{〃 下限} & 2,000\text{円} \end{array} \right) \left. \begin{array}{l} \text{年金待機者} \\ \text{年金支給額無} \end{array} \right\} \cdots 2,000\text{円}$ 年会費は、年金支給額のない方、年金待機者の方や現職者の方は、納付書により金融機関から振込み (年金受給者は、加入年度は初回支給の年金から、2年目以降は毎年4月支給期の年金から控除)

ご不明な点や詳細につきましては、職場の共済事務担当係、

または、**福島県市町村職員共済組合**
(一財)福島県市町村職員福祉互助会
福島県市町村職員年金者連盟

☎ 024-533-0011

☎ 024-533-2531

☎ 024-533-2521

まで、お気軽におたずねください。

※ 「3月に退職される皆さんへ」は、共済組合ホームページ<https://www.fukushima-ctv-kyousai.jp>
「新着情報」→「参考資料」からもご覧いただけます。